

令和4年12月23日

保護者各位

糸満市教育委員会  
教育長 幸地 政行  
糸満市立兼城中学校  
校長 柳井 倉人

市内学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応等の一部変更について（お知らせ）

平素より、学校における感染症対策の推進にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
さて、厚生労働省事務連絡の一部改正が行われ、濃厚接触者の待機期間の見直し及び沖縄県における方針について一部改正がありました。そこで、市内学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応等について、下記のとおり一部変更いたします。（下線部が今回改正箇所）  
つきましては、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

#### 【同居家族に感染者が発生した場合】

- 濃厚接触に特定された場合
  - 当該感染者の発症日（当該感染者が無症状の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間は出席停止 ⇒ 6日目解除
  - 最終接触から2・3日目の抗原キット検査陰性 ⇒ 3日目から登校可  
※抗原キットは薬事承認（医療用）を使用すること  
※無症状時の抗原検査は鼻腔用を使用
- その他の接触者（濃厚接触者ではない）で無症状の場合  
→ 登校可（接触者PCRセンター等での受検/自己検査を推奨）
- 有症状の場合  
→ 登校を自粛し、医療機関を受診/検査または（軽症の場合）抗原キット検査

#### 【同居家族以外の感染者と接触した場合（同一学級、部活、塾、学童等）】

- 無症状で感染リスクの高い場面での接触がない場合
  - 学級内等で感染が広がっている可能性が低い場合  
→ 登校可能（条件なし）
  - 学級内等で感染が広がっている可能性が高い場合  
→ 一定期間の学級閉鎖、出席停止（接触者PCR検査センター受検/自己検査を推奨）  
（PCR検査、抗原検査の結果判明、または、最終接触日の翌日から5日が経過した後、登校可） ※無症状時の抗原検査は鼻腔用を使用
- 無症状でリスクの高い場面での接触がある場合  
→ 一定期間の出席停止 推奨（接触者PCR検査センター受検/自己検査を推奨）  
（PCR検査、抗原検査の結果判明、または、最終接触日の翌日から5日が経過した後、登校可） ※無症状時の抗原検査は鼻腔用を使用
- 有症状の場合  
→ 登校を自粛し、医療機関を受診/検査または（軽症の場合）抗原キット検査

#### 【添付資料】

- （別紙2） 同居家族に感染者が発生した者の対応について  
（別紙3-①） 同居家族以外の感染者と接触した者の対応について

## 市内学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応等について

### 1. 学校・保育PCR検査における接触者検査の再開日について

- ・ 令和4年3月7日に市教育委員会へ報告した分から

### 2. 学校・保育PCR検査の申請について

- ・ 申請システム (<http://www.okinawapcr.com>) を使用し、手順に添って申請を行う。
- ・ 問い合わせ先：050-3508-4030 (9:00～17:30)

### 3. 学級閉鎖、接触者等の出席停止措置について

- ・ 感染者が感染可能期間に登校し他者と接触があった場合、濃厚接触者及び接触者の学校・保育PCR検査を実施し、検査結果が出るまでの期間を学級閉鎖、接触者等の出席停止措置とする。(検査申込から結果通知まで概ね3日を想定)

※検査結果が出るまでの期間により、閉鎖期間が変更になることがあります。また、感染状況によっても閉鎖期間が変更になることがあります。

※検査申込から結果通知を含め感染者との最終接触日の翌日から5日以上となることが想定される場合は、検査実施について市教育委員会と相談する。

### 4. 対応に係る留意点

学校において、濃厚接触者や感染者周辺の検査対象となる者を特定するための「候補者リスト」等を作成、提示する場合には、

- ・ 感染者を含め、児童生徒等のプライバシーに配慮すること。
- ・ 適切なリストを作成するため、特定の教職員にのみ過度な負担がかからないようにすることに配慮しつつ、管理職の指示に基づき組織的に実施すること。

### 5. 添付資料

- ・【別紙1】感染が判明した場合のフロー
- ・【別紙3】今後の学校・保育PCR検査の運用について

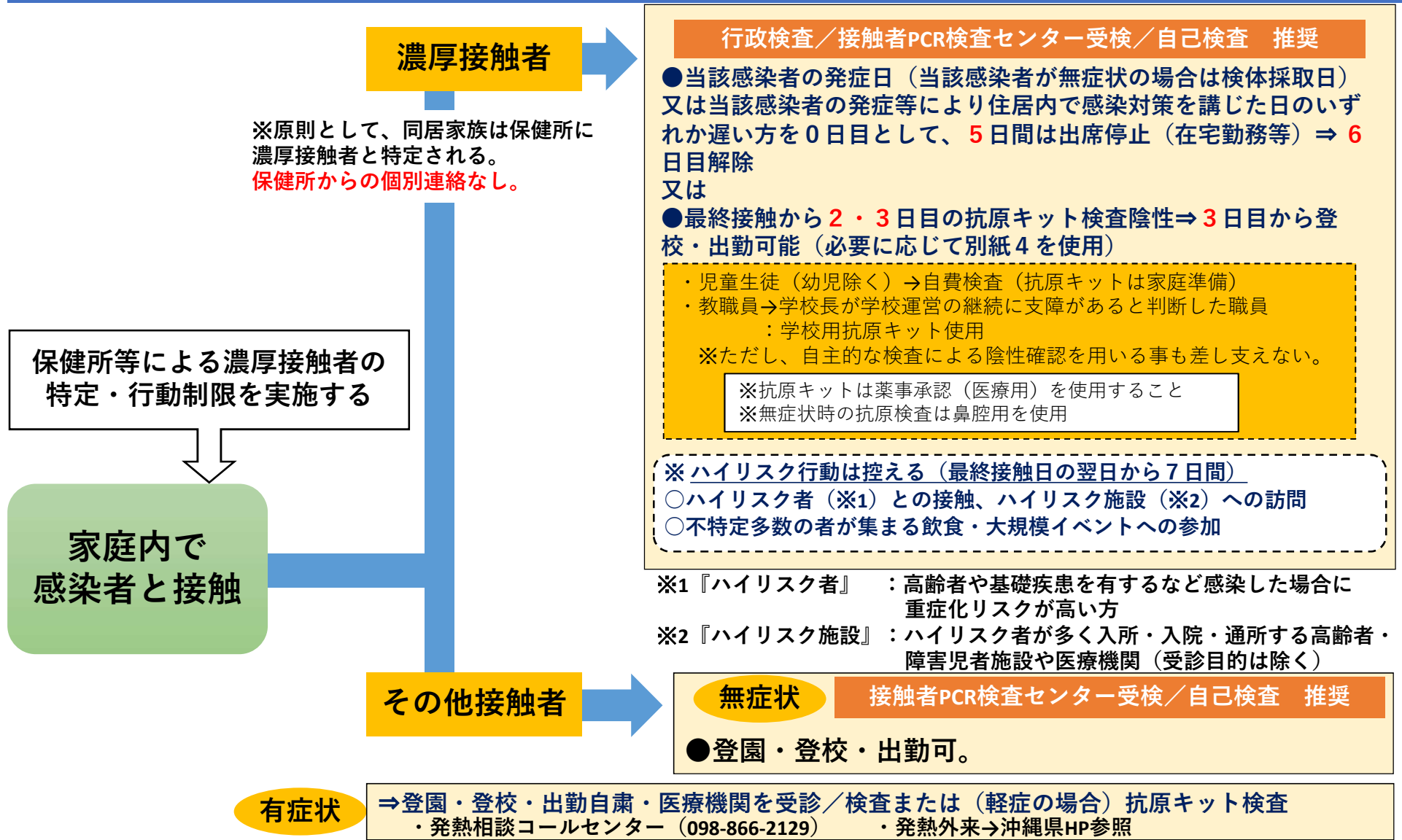
問い合わせ先

糸満市教育委員会学校教育課

TEL 098-840-8165 FAX 098-840-8161

# 【オミクロン株流行下】同居家族に感染者が発生した者の対応について (全公立幼稚園・学校)

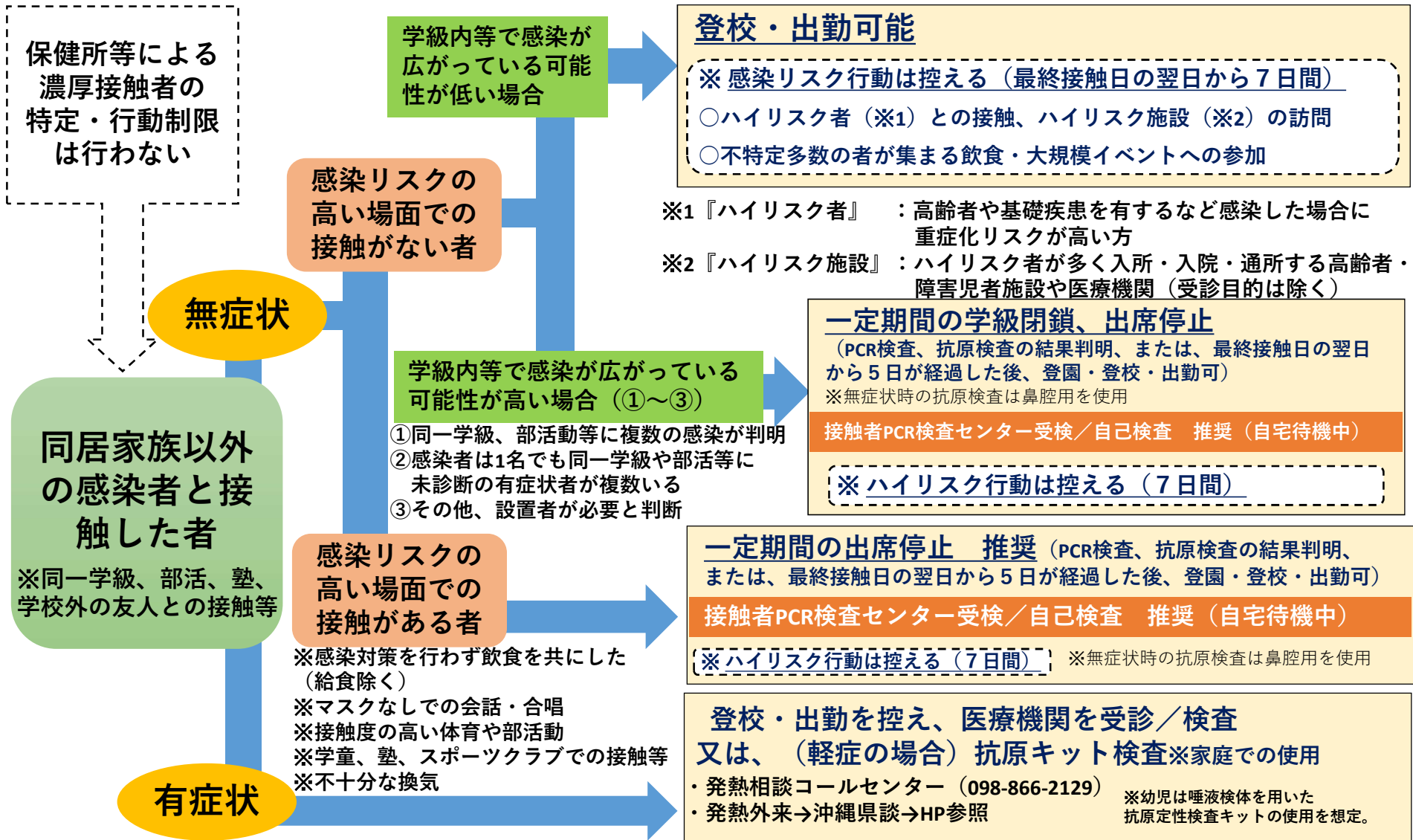
2022.4.1適用  
一部改正2022.12.22



☆感染者が発生した場合には、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただくようお願いします。  
 ☆同居家族以外の感染者と接触した場合で、保健所から濃厚接触者と特定された場合も、同様の対応となります。

# 【オミクロン株流行下】同居家族以外の感染者と接触した者の対応について (公立幼稚園・小・中・高・特別支援学校)

2022.4.1適用  
一部改正2022.12.22



☆5名以上の集団感染が発生した場合や離島地域においては、状況に応じて上記対応の実施について保健所において判断します。保健所から指示があった場合は、その指示に従ってください。☆感染者が発生した場合には、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただくようお願いします。